

議会改革に係る答申

平成 26 年 3 月

魚津市議会 議会改革検討委員会

平成26年3月20日

魚津市議会議長 梅原健治様

魚津市議会
議会改革検討委員会

座長	下司孝志
副座長	関口雅治
委員	山崎昌弘
委員	浦崎将隆
委員	飛世悦雄
委員	石倉彰
委員	中瀬淑美

議会改革に係る答申について

地方分権が急速に進む中、地方自治体の権限と責任は拡大し、議会と議員の果たすべき役割と責務も一層重要性を増してきています。

魚津市自治基本条例に明記されているように、議会は市の意思を決定する機関として市の重要な事項を審議、議決することはもとより、行政監視や政策立案機能の充実が求められています。

また、開かれた議会をめざして、議会や議員の活動を市民に情報公開とともに、広く市民の声を聴き、議員間の活発な議論を通じて、政策形成や議会運営に反映させていくことが重要になってきています。

こうした状況の中、平成24年6月に議長の諮問を受け、各派代表者を中心としたメンバーで「議会改革検討委員会」を立ち上げ、2年間、延べ21回にわたり精力的に議論を重ねてきました。この間、平成25年1月には「議会運営」、「議会情報公開」について中間答申し、できることから速やかに改革を実施してきました。平成25年4月からは中間答申し継続審査となっていた項目を含め「議会の調査活動」、「議員定数、議員報酬」、「議会基本条例」等について協議してきました。このような経過を踏まえ、去る平成26年2月12日に第21回議会改革検討委員会を開催し最終取りまとめを行いましたので、次のとおり答申します。

記

1 議会運営について

(1) 正副議長の任期

地方自治法上は議員の任期によるとなっているが、従来からの申し合せどおり1年の私約交代とする。

(2) 各派代表者会議・全員協議会等の位置づけ

① 各派代表者会議

会派間の意見調整や重要事項等について協議、調整を行う場とする。

代表者の代理出席は認めるが発言権はない。ただし、議長が許可した場合は発言できる。

② 全員協議会

正規の議会活動として会議規則で定め、別途運営規程を設ける。

③ 議員協議会

正規の議会活動として会議規則で定め、別途運営規程を設ける。

④ 議会だより編集委員会

正規の議会活動として会議規則で定め、別途運営規程を設ける。

(3) 予算、決算の審査の方法

① 予算の審査

従来の常任委員会分割付託方式を廃止し、予算特別委員会を設置し集中審議する。

委員は議長を除く全議員とし、審査対象は、当初予算議案のみ（補正予算は常任委員会へ付託）とする。質疑は一問一答方式とし、質問時間は質問、答弁を含めて1人40分以内とする。

② 決算の審査

従来どおり決算特別委員会を設置し、閉会中に継続審査する。

(4) 代表・個別質問のあり方

① 質疑の回数

一括質問・一括答弁後、質問席にて一問一答方式とする。

ただし、同一議題（大項目）について再々質問となっていたが、同一議題（小項目）ごとの再々質問まで可能とする。

② 質問時間

代表・個別とも質問、答弁を含めて1人1時間以内とする。

③ 答弁の順番

当局の一括答弁の順番は、上位者からの答弁を通告書の答弁順に改める。

④ 答弁者の指名

本会議において再質問、再々質問は通告書の答弁者以外には指名しない。

⑤ 所属委員会と質問の関係

個別質問はできるだけ所属委員会の質問はしないという申し合せを撤廃する。

2 議会の情報公開について

(1) 委員会の公開

議会だより、ホームページに公開する。

本会議の委員長報告だけであり、各委員会でどのような審議がされたか市民に分かるように審議内容を公開する。

(2) 議員の賛否の公開

議会だより、ホームページに公開する。

各会派の議員が議案に対しどのように思っているか賛成・反対の意思表示を市民に知らせるため公開する。

(3) 議会だより、ホームページの充実

市民への情報公開として議会だより、ホームページを充実させる。

議会だより編集委員会は新たに会議規則に定め、正規の議会活動として位置づけることから、特に特別委員会として設置はしない。

(4) 議会視察の公開

議会視察の報告は議会だより、ホームページで公開する。

(5) 政務活動費の公開

政務活動費の收支報告を議会だよりやホームページで公開する。

(6) 議会報告会

議会報告会については、個人で報告会を実施しているので十分ではないかという意見と、市民の声を広く聞く機会を設けるため議会全体として開催すべきとの意見の概ね二通りの意見が出された。今後、実施方法等について調査研究を行う必要がある。

(7) 傍聴機会の拡充

① 傍聴席の充実

傍聴席については椅子の取替えを行い、より多くの方々に快適に傍聴していただけるよう環境の整備を図ることとする。

② 夜間・休日議会の開催

CATVやインターネットで議会中継していることもあり、現時点では必要性が薄く実施しない。

③ 委員会傍聴の簡素化

委員会の傍聴は委員長の許可制であるが、本会議と同様に住所、氏名を記入し、自由に傍聴できるようとする。

④ 公聴会制度や参考人制度の活用

本会議や委員会における公聴会制度や参考人制度を、必要に応じて積極的に活用していく。

3 議会の調査活動について

政務活動費については、使途について透明性の確保が必要となるため、政務活動費の收支報告について公開するとともに、新たな運用指針を定め適正な運用に努めることとする。

費用弁償、常任委員会及び特別委員会の行政視察については現行どおりとする。

4 議員定数、議員報酬について

(1) 議員定数

議員定数については、定数を削減すべきから現定数を維持すべきまで、様々な意見が出された。この問題については、平成27年3月を目処に結論を出すこととし協議を続けていく。

(2) 議員報酬

議員報酬については、議員年金が廃止になり、新たに議員を目指す者が活動できる報酬にすべきとの意見と、現状維持とすべきとの意見が出された。この問題については、議員定数と併せて、今後協議を続けていくこととする。

5 議会基本条例について

魚津市は平成23年9月に自治基本条例を制定し議会の役割と責務等について定めたところである。議会基本条例の制定については、魚津市議会として目指す方向性を明確にし、議員全体で共通認識を深めていく必要があるので、更に調査研究を進めていく必要がある。